

ネットワークで支援することが決まりました！！

和真くん訴訟

第一回口頭弁論期日が

5月19日(金)14:00に開かれます。

この裁判に関心を持つ人が多くいることを裁判所にアピールするためたくさんの方の傍聴をお願い致します。

傍聴いただける方は、**5月15日(月)**までに事務局までご連絡ください。傍聴していただける方の人数を把握したいので、ご連絡をお待ちしています。

当日は**13時40分に地方裁判所正面入り口に入って左側**のソファのあたりにお集まりください。

- *かなり前ですが中嶋靖史弁護士に慰謝料・逸失利益について原稿を書いていただきましたので、再度掲載させていただきます。皆さん、勉強しましょう。
- *裁判所に対し命の価値に差別することのない判断を求めて署名簿を提出します。同封の署名簿に賛同頂ける方は事務局までご返送くださるようお願い致します。

連絡先 NPO法人障害児・者人権ネットワーク 事務局 小野

〒104-0061 中央区銀座 6-9-7 近畿建物銀座ビル7階

銀座通り法律事務所

障害児・者人権ネットワーク内

和真くん「いのちの差別」裁判を支援する会

電話03(5568)7603 FAX03(5568)7607

1 人でも多くの方の傍聴をお願いします

和真くん訴訟

第 1 回期日 及び 報告会

日時：5 月 19 日(金) 午後 2 : 00 ～

司法慣行の命の差別の是正を求める !!

[第 1 回口頭弁論期日]

日時：5 月 19 日(金) 午後 2 時～

場所：東京地方裁判所 103 号法廷

[東京都千代田区霞が関 1 - 1 - 4]

原告と原告弁護団が意見陳述を行います。

[報告会]

日時：5 月 19 日(金) 裁判終了後 午後 3 時頃～

場所：裁判所周辺の会場を予定

当日の裁判の説明。これまでの経過報告とともに、今後の手続きの流れや方針などについて、弁護団からご報告します。

東京地方裁判所アクセス

東京メトロ丸の内線、日比谷線、千代田線
A1 出口 徒歩 1 分

経緯等の関連 HP

<https://15years-life-value.jimdo.com/>

masami matsuzawa の HP

「知的障がい者の逸失利益」

お問い合わせ

和真くん「いのちの差別」裁判を支援する会

東京都中央区銀座 6-9-7 近畿建物銀座ビル 7 階

銀座通り法律事務所内

NPO 法人障害児・者人権ネットワーク

電話 03-5568-7603

Fax 03-5568-7607



(第3種郵便物認可)

東京地裁に提訴後、松沢和真さんの遺影を手に記者会見する両親＝東京・霞が関の司法記者クラブで14日午後1時33分、伊藤直孝撮影



知的障害「逸失利益5000万円」

東京地裁

死亡少年の両親、施設提訴

重度の知的障害がある少年が東京都八王子市の福祉施設を抜け出して死亡したのは、施設側の安全管理に問題があったためとして、両親が14日、運営法人に約8800万円の損害賠償を求めて東京地裁に提訴した。法人側は慰謝料を払う方針を示す一方、少年が将来得られたはずの収入を仮定して算出する「逸失利益」は0円としていた。両親は「死後も

答。両親は平均賃金を基に逸失利益を約5000万円と算定し、慰謝料などと合わせて賠償請求した。代理人の清水建夫弁護士によると、重度障害者の逸失利益については、青森地裁が09年の判決で最低賃金をもとに約600万円と認めたほか、札幌地裁の同年の和解も約1500万円とした。平均賃金をもとに逸失利益を認めた例はないが、清

水弁護士は障害者差別解消法が昨年施行されたことなどから「裁判所も考え方を変えてほしい」と話している。記者会見した父正美さん(60)は「命の差別をなくしたい。息子は適材適所の仕事を与えればこなすことはできたと思う」と訴えた。施設を運営する社会福祉法人藤倉学園は「訴状を見た上で対応を考えたい」としている。

【伊藤直孝】

2017.2.15
朝日新聞

■損害賠償求め福祉法人提訴



重度の知的障害のある少年(当時15)が2015年に福祉施設を出た後に行方不明になり、死亡した事故で、少年の両親が14日、福祉施設を運営する社会福祉法人に約8800万円の損害賠償を求め、東京地裁に提訴した。亡くなったのは、特別支援学校中学部3年だった松沢和真さん。これまで知的障害者が将来得られたはずの「逸失利益」について、判決や和解で一定額認められるケースはあったが、両親は今回、和真さんの逸失利益を国内の平均賃金を基準に算出し、賠償するよう求めた。父親の正美さん(60)＝写真中央＝は「障害者に配慮する画期的な判決が出ることで、事故の再発防止と命の差別の是正につながることを祈っています」と述べた。

多摩藤倉学園の生活棟の扉のガードはかなりいいかげんなものでした。

外からは、誰でも入れました。

重度の子供でも、施設とは無関係な人間でも、あるいは悪意のある人物でも…。

扉の上にあるボタンを押せば簡単に入れました。

施設内の扉周辺に監視役の職員が一人いましたが、用事で席を外せばノーガードでした。

9月4日、職員Yが下校に付き添っていた高校生の入所者をドアまで送り届けることを怠り、単独で帰りました。その高校生がボタンを押してドアを開け、その後ドアが開けっ放しになりました。高校生が躊躇せずに開けていることから、入所者に立ち会わずにドアを開けさせることは恒常的に行われていたと思われます。

生活棟のドアのそばには、見張りの役割を果たす職員がいるはずでした。

見張り役の職員が持ち場を離れるとドアがノーガードになるため、離れる場合には控室にいる職員に声をかけるルールになっていましたが、ルールは守られず、高校生がドアを開けたときに、見張り役の職員は無断で持ち場を離れていました。

開放状態のドアから、一人の男児と同時に息子が外へ…。

その後、外出先から戻った主任職員が全開になったドアを見つけましたが、ドアを閉めただけで、点呼等の措置を取りませんでした。

息子と同時に外に出た男児を職員Yが敷地内で見つけ、主任に報告、ドアが開け放しになった原因の自分のミスも同時に報告しました。

主任は施設内に入り、見張り役の職員がいないことに気づき、見張り役の職員をさがし事情を確認しましたが、点呼を取ることを思いつきませんでした。

息子がなくなったことは1時間以上も気づかれませんでした。

夕食前の18時頃、いつもの服薬をさせようとして初めていないことに気づき、平屋建てでさほど広くもない施設内や敷地内を1時間くらいかけて探し、警察への通報が遅れました。

防犯カメラはモニターの故障を以前から放置し、敷地の外に出た可能性を即座に検証することができませんでした。防犯カメラのモニターを交換すれば、バス停の方角に向かって出て行った息子の姿を確認することができたのに、装置自体が故障しているものと誤認したのです。

コントロール装置とモニターは現在の学園長や主任の執務室に設置されていましたが、いつからモニターが故障していたのかもわかっていない始末で、管理面のずさんさが判明しています。

命の差別の是正を求める訴訟

松澤 敬子

一昨年(2015年)の9月4日15歳の息子を、預けていた施設の過失で亡くした親です。

息子は知的障害を伴う自閉症児でした。

施設は、八王子市にある多摩藤倉学園という障害者の入所施設です。

息子は開けっ放しの扉から行方不明になり、遺体で発見されるまでに2か月、身元が確認されるまでさらに2か月かかりました。

今年2月に施設に対する民事訴訟を起こしました。

提訴は報道もされましたが、事故の詳細についてはほとんど伝えられなかったもので、皆さんのご理解をいただくために、概要をお伝えしたいと思います。

事故の原因は、施設の入所者の命を軽視した安全配慮義務違反によるものです。

息子は施錠もせず、監視もされていない開け放された扉からもう1人の男児と一緒に建物の外に出ました。

上履きのまま、バス、電車、ケーブルカーを乗り継ぎ高尾山へ…。

薬王院の防犯カメラの映像を最後に行方不明になりました。

頻繁に大声を出す息子でしたが、ほとんど目撃情報が無く、最初の3～4日は高尾山ではなく施設の近くの山を搜索していたのです。

警察の聞き込みによる高尾駅での目撃情報がなかったら、今でも行方不明のままで、人も通らない沢で倒れていたと思います。

行方不明から2日後の高尾駅の目撃情報をもとに、乗り継いだバスや電車の防犯カメラの映像から高尾山の途中までの息子の足取りがわかり、9月7日に公開捜査になりましたが、すでに生存可能時間をとうに越え、あとは遺体の搜索になってしまいました。

小仏峠のふもとにある沢で、遺体で発見され、DNA鑑定で身元が確認された息子に対面できるまで、事故から4か月かかりました。

警察の聞き込み調査では、乗ったバスのなかで、息子が大声を何度も出し運転手から叱られていたこと、終点で無賃下車する息子を運転手は制止をしたものの、通報はせず、公共交通機関の職員として不適切な対応が判明しております。

西東京バスに抗議に行ったところ、バス会社側は通報の義務はない、運転手に落ち度はないの一点張り。

運転手が通報していれば、息子は助かった可能性が高かったと思います。

すぐに警察に届ければ行方の特定も早くでき、命まで失うことはなかったと思っています。警察犬と一緒に到着した鑑識の方が、警察犬が行方をたどることができない理由について「通報が遅いから」と言っていたのを今でも記憶しております。

モニターの故障の結果、息子が着用していた服装も警察に間違っただけで伝えられていました。連絡により私達が駆け付け、当時の学園長に防犯カメラを問いただしたところ、「施設内に防犯カメラはない」と嘘をつかれました。不手際を隠そうとしたと思っています。

施設は、子供たちの命を軽くみていただけではなく、私達をも軽く見ていました。賠償の交渉段階で、最初に連絡してきた施設の弁護士は、所属する弁護士会から業務停止処分を受けていました。弁護士会に報告した結果、交替した弁護士は同じ事務所に所属していました。その弁護士は、逸失利益はゼロと言ってきました。

私達は、障がい者に対する命の差別を無くすためにも、事態を周知した方がよいと考え、示談に見切りをつけて、訴訟に踏み切りました。又、報道関係の方にも積極的に働きかけたり、SNSによる発信を続けてまいりました。訴訟にあたり、スタートラインに立つにはその金額を呈示する必要があります。私達は、命の差別の是正を求めるため、同一年齢の健常者の方の平均賃金に基づく請求が、是正結びつくと考え訴状に掲げました。共感いただく方もいらっしゃると思いますが、残念なことに金額だけに注目し、批判的な方もいらっしゃいました。

私達はお金より施設に罰を与えたいのが本音です。しかし、行政側の東京都は施設に全く罰を与えず、刑事罰の訴えもかなりハードルが高いことが、被害者になって初めてわかりました。こうした施設の事故で子供を亡くした親御さんも泣き寝入りしている方が多いのではと感じています。私達は、これから命の差別を受けることになる人のためにもプラスとなる判決を求めて頑張っていこうと思っています。

保育事故に係ることはみんなの問題としてメディアも盛んに報道します。事態についての内容や行政等の調査の顛末が掲載され、被害者の親御さんの思いが紹介されています。私達の事故については、金額だけに焦点が当てられ、行政の調査も施設に対する数回のヒアリングのみにとどめられております。生きていたときも感じましたが、亡くなってからもすべての事に差別を感じております。